平成 15年(ワ)第11957号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 平成15年9月1日

株式会社エンタープライズシバタ 被告

- 被告は、原告に対し、金649万9500円及び内金560万円に対する平 成15年5月19日から、内金59万円に対する同月21日から支払済みまで年6 分の割合による各金員を支払え。
 - 訴訟費用は、被告の負担とする。
 - この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 3 事実及び理由
- 第 1 請求の趣旨

主文同旨

請求原因 第2

当事者

原告は、CD・レコード等の製作・録音及び製作スタジオの経営を業とする 会社である。

被告は,音楽活動等をしている者である。

スタジオ使用料

(1) 原告と被告は、平成11年7月ころ、次のとおり、原告の経営するスタジ オの利用契約を結んだ。

ア 被告は,原告が経営するスタジオを使用して録音等を行い,「ちゅらさ ん一座」という名称の音楽CDを製作する。

被告は、原告に対し、相当額のスタジオ使用料を支払う。

- 原告と被告は、平成15年3月17日、上記利用契約に係るスタジオ使用 料を360万円及び消費税相当額とし、被告は、これを同年4月20日までに支払
- う旨合意した。 (3) したがって、原告は、被告に対し、スタジオ使用料として360万円及び 消費税相当額の支払請求権を有する。

3 CD製作費用

- (1) 被告は、原告に対し、平成13年ころ、1曲当たりの製作代金を30万円 及び消費税相当額とし、オリジナル曲10曲を作曲して、CDを製作することを依 頼し、原告は、これを承諾した。
- (2) 原告は、平成14年12月までの間に、オリジナル曲10曲を作曲してC Dに録音した。ただし、被告は歌入れをしていない。
- (3) したがって、原告は、被告に対し、CD製作費用として300万円及び消費税相当額の支払請求権を有するところ、被告の歌入れが済んでいないことを考慮し、300万円のうちの一部である200万円及び消費税相当額の支払を求める。

機材代金

原告と被告は、平成15年3月17日ころ、原告が被告に対して中古音響機 材を47万円及び消費税相当額で売り渡し、その中古音響機材のセットアップ作業 を12万円及び消費税相当額で行う旨合意した。

原告は、上記セットアップ作業を行った。 したがって、原告は、被告に対し、売買代金及びセットアップ作業料とし て、合計59万円及び消費税相当額の支払請求権を有する。

まとめ

よって、原告は、被告に対し、金649万9500円(消費税相当額30万9500円を含む。)及び内金560万円に対する平成15年5月19日から、内金59万円に対する同月21日からそれぞれ支払済みまで商事法定利率年6分の割 合による各遅延損害金の支払を求める。 第3 判断

被告は,適式の呼出を受けながら,本件口頭弁論期日に出頭しないし,答弁 書その他の準備書面も提出しないから、請求原因事実を明らかに争わないものと認 め、これを自白したものとみなす。 よって,主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 飯村敏明

裁判官 榎 戸 道 也

裁判官 武智克典